

## 東大阪市環境事業所再編整備基本計画策定支援等業務委託プロポーザル実施要領

この要領は、東大阪市環境事業所再編整備基本計画策定支援等業務の委託先を選定するために実施する企画提案募集に関して、必要な事項を定めるものとする。

### 1 業務概要

(1) 業務名

東大阪市環境事業所再編整備基本計画策定支援等業務

(2) 業務内容・業務目的

別紙「東大阪市環境事業所再編整備基本計画策定支援等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(4) 委託金額

13,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。

支払は業務終了後、一括払いとする。

(5) 契約保証金

契約保証金の額については、契約金額の100分の3に相当する額以上とする。ただし、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合は免除とする。

### 2 参加要件

本プロポーザルの参加資格を有するものは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 本市の「令和 3・4・5 年度入札参加有資格者名簿（物品の販売（修繕）・役務の提供）」又は「令和 5・6・7 年度入札参加有資格者名簿建設工事・測量・コンサルタント業務・地質調査・他」に登録されていること。

(3) 東大阪市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て又は破産手続開始決定がされていないこと。

(6) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条及び東大阪市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。

(7) 仕様書に定める委託業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び、本市の指示に柔軟に対応できること。

(8) 全ての業務を統括する統括責任者を配置できること。また、統括責任者を補佐するものとして、主任担当技術者を置くこと。なお、統括責任者は、本市の指示に柔軟に対応できるようにするため主任担当技術者を兼任しないこと

(9) 建築の技術的な部分の検討については、以下の条件に該当すること。

- ①建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録がなされていること。
- ②直近 10 年間（平成 25 年度から令和 4 年度まで）において、延床面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の国又は地方公共団体等（国及び地方公共団体に関係する独立行政法人等を含む）庁舎の整備に係る基本計画又は基本設計（実施設計を含む場合も可とする。）の元請けとしての履行実績を有すること。
- ③建築の技術的な部分の検討の担当者として、一級建築士を配置できること。

(注) 受注者が上記①～③に該当せず、技術的な部分の一部について再委託する場合については、再委託先が上記(1)～(7)に該当し、かつ受注者と再委託先が上記①～③の条件を満たすことができれば、参加資格を有するものとみなす。なお、再委託をした場合でも、受注者が責任をもって業務全般を遂行すること。

### 3 プロポーザル実施スケジュール（予定）

- ・ 募集開始 令和 6 年 1 月 15 日（月曜日）
- ・ 現地見学会申込期限 令和 6 年 1 月 19 日（金曜日） 正午迄
- ・ 現地見学会 令和 6 年 1 月 23 日（火曜日）  
令和 6 年 1 月 24 日（水曜日）
- ・ 質問書受付期限 令和 6 年 1 月 26 日（金曜日） 17 時迄
- ・ 質問回答 令和 6 年 1 月 29 日（月曜日）
- ・ 参加表明書提出期限 令和 6 年 1 月 31 日（水曜日） 正午迄
- ・ 参加要件確認及び結果通知 令和 6 年 2 月 2 日（金曜日）
- ・ 提案書提出期限 令和 6 年 2 月 16 日（金曜日） 正午迄
- ・ プレゼンテーション 令和 6 年 2 月 22 日（木曜日）
- ・ 審査結果通知 令和 6 年 2 月 26 日（月曜日）

(注) スケジュールは変更となる場合がある。

### 4 現地見学会（任意）

- (1) 実施日時 令和 6 年 1 月 23 日（火）、24 日（水）を予定
- (2) 実施場所 西部環境事業所庁舎 及び 地番:水走一丁目 304-2、3
- (3) 申込期限 令和 6 年 1 月 19 日（金）正午まで（期限厳守）
- (4) 申込方法 「15 事務局」宛に「現地見学会参加申込書（様式第 1 号）」を電子メールにより提出すること。メールタイトルは「現地見学会参加申込書【事業者名】」とし、電話で受信確認を行うこと。
- (5) その他 参加は任意とする。

参加人数は、1 者 3 名以内とし、写真撮影は可とする。なお、現地見学会では、支障のない範囲で質問を受け付けるが、公平性の観点から、現地見学会で質問した内容は、「質問書（様式第 2 号）」に記入し、提出すること。

※開始時刻・集合場所等は、全参加申込事業者へ電子メールにて連絡する。

## 5 質問の受付・回答

本企画提案の内容について不明な点があった場合の質問方法は次のとおりとする。なお、電話・FAX・窓口訪問による口頭での質疑は受け付けないこととする。

- (1) 受付期限 令和6年1月26日（金）17時まで（期限厳守）
- (2) 質問方法 「15 事務局」宛に「質問書（様式第2号）」を電子メールにより提出すること。  
メールタイトルは「計画策定にかかる質問書【事業者名】」とし、電話で受信確認を行うこと。
- (3) 回答方法 令和6年1月29日（月）に本市ウェブサイトへ掲載する。

## 6 参加表明書の提出

本企画提案への参加方法は次のとおりとする。提出期限までに参加表明がなかった事業者のプロポーザルへの参加は認めない。また、参加表明後に辞退する場合は「辞退届（様式第11号）」を提出すること。

- (1) 提出期限 令和6年1月31日（水）正午まで（期限厳守）
- (2) 提出方法 「15 事務局」宛に提出書類を電子メールにより提出すること。  
メールタイトルは「プロポーザル参加表明【事業者名】」とし、電話で受信確認を行うこと。
- (3) 提出書類
  - ① 参加表明書（様式第3号）
  - ② 会社概要（様式第4号）
    - ・パンフレット・サンプル等、提案事業者の事業概要が分かる資料
    - ・再委託によって「2 参加要件（9）」の要件を満たす場合は、再委託先の会社概要を別途記載すること。
  - ③ 業務実績書（様式第5号）
    - ・「2 参加要件（9）」の②に関する業務実績を記載すること。
    - ただし、基本計画の実績がある場合は、それを優先的に記載すること。
    - ・再委託によって「2 参加要件（9）」の要件を満たす場合は、再委託先の業務実績を別途記載すること。
  - ④ 業務実施体制及び予定担当者調書（様式第6・7号）
    - ・予定している体制について記載すること。（様式第6号）
    - ・配置を予定している担当技術者について記載すること。（様式第7号）
    - ・再委託によって「2 参加要件（9）」の要件を満たす場合は、再委託先の業務実施体制及び配置予定担当者が分かるように記載すること。
  - ⑤ 添付書類
    - ・「2 参加要件（9）」①③の資格等を証する書類の写しを添付すること。
    - ・「2 参加要件（9）」②の業務実績の記載にあたっては、契約及び業務完了を証する書類の写しを添付すること。
    - ・再委託によって「2 参加要件（9）」の要件を満たす場合は、再委託先の証する書類の写しを添付すること。

## 7 参加要件確認及び結果通知

「2 参加要件」資格の有無を確認し、資格有と認められた者に対して、本企画提案への参加を認める。  
結果は全参加表明事業者へ電子メールにて通知する。  
審査方法及び審査内容、審査結果に対する異議は一切認めないものとする。  
結果通知は、令和6年2月2日（金）予定。

## 8 提案書の提出

参加を認められた事業者は、次のとおり提案書類を提出すること。なお、提出期限までに書類提出がなかった事業者のプロポーザルへの参加は認めない。

- (1) 提出期限 令和6年2月16日（金）正午まで（期限厳守）
- (2) 提出方法 「15 事務局」宛に提出書類を持参又は郵送  
持参の場合は土・日・祝日を除く開庁日の9時～17時30分を受付時間とする。  
郵送の場合は配達記録の確認できる方法により、提出期限前日に必着とする。
- (3) 提出書類 ① 提案書（様式第8号）  
② 提案内容書（様式第9号）  
・下記「(6) 記載事項」のとおり。  
③ 誓約書（様式第10号）  
④ 見積書（様式任意）  
・経費の内訳を記載のこと。
- (4) 提出部数 ・正本1部  
・上記電子データ（USBメモリなどの記憶媒体）1個  
・副本9部（副本中には、事業者名やロゴ等、提案事業者が特定できるような表記を一切表示せず、該当部分を全て黒塗り等で被覆すること。）
- (5) 作成要領 ・形式はA4版、縦型、横書き、片面印刷とし、表紙・目次・ページづけした提案書類一式をファイル等に綴ること。  
・様式について記入欄が不足する場合は、適宜追加しても構わない。  
・一事業者につき一提案とする。  
・提出書類はいかなる場合も返却せず、提出後の修正・差替えは不可とする。  
・提案においては、専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図や表を適宜使用するなど、具体的で明確な提案書にすること。
- (6) 記載事項 ① 本業務の実施方針（様式第9号）  
② 業務遂行スケジュール（様式第9号）  
③ 業務に関する提案内容（様式第9号）  
・「11 評価基準」3の②～⑥に関連する内容を網羅すること
- (7) 留意事項 ・審査は公平・公正を期するため、無記名で行う。

## 9 参加辞退

事業者は参加表明書提出後であっても参加を辞退することができる。辞退方法は次のとおりとする。

- (1) 提出期限 令和6年2月15日(木) 正午まで(期限厳守)
- (2) 提出方法 「15 事務局」宛に「辞退届(様式第11号)」を電子メールにより提出すること。  
メールタイトルは「プロポーザル参加辞退【事業者名】」とし、電話で受信確認を行うこと。
- (3) 留意事項 ・すでに受理した提出書類は一切返却しないものとする。

## 10 プレゼンテーション

事業者は、提案書をもとに、選定委員会が評価を行うためのプレゼンテーションを下記のとおり実施する。

- (1) 開催日 令和6年2月22日(木)
- (2) 開催場所 東大阪市総合庁舎 15階会議室
- (3) 開催内容 プレゼンテーション
- (4) 出席者 3名以内
- (5) 時間 40分以内(提案書等の説明20分以内(厳守)、質疑応答20分)
- (6) 留意事項
  - ・提案者は、提案書に記載した内容についてプレゼンテーションを行う。
  - ・提案者が説明する内容は、提案書において提示した内容であること。
  - ・業務を遂行する中心的な役割を担う者が主たるプレゼンテーションを実施すること。
  - ・プレゼンテーションで使用するPC等は参加者が用意する。
  - ・提案者がプレゼンテーションを欠席した場合は、選定から除外する。
  - ・プレゼンテーションは事業者名を非公開で実施するため、提案事業者自らの法人名等を称すること及び表示することを一切禁止する。

## 1.1 評価基準

項目	ポイント	配点
1 組織体制、業務実績及びノウハウ	① 十分な人的・能力資源を備えているか	1.5
	② 過去の実績及び遂行ノウハウがあるか	
	③ 予定担当者に十分なノウハウがあるか	
2 工程の計画性、実施手順の妥当性	① 業務実施スケジュールに妥当性はあるか	1.0
3 業務に関する提案内容（的確性、実現性、独創性）	① 本業務に対して理解が認められ、かつ計画策定の円滑な遂行が期待できるか	7.5
	② 新たな資源化可能物の回収・保管拠点としての機能として整備するにあたり、近年のリサイクル情勢を踏まえ、具体的な提案がなされているか	
	③ 自然災害（地震・水害他）や感染症など危機事象に対応するための設備について、独創的な提案がなされているか	
	④ 建物のZEB化（創エネ・省エネ・省CO2化）に関して実績やノウハウがあり、トータルコストの低減のために実現性のある提案がなされているか	
	⑤ ごみ収集拠点の特徴を捉え、執務室のゾーニングだけでなく、清掃車両の効率的な配置等について魅力的な提案がなされているか	
	⑥ PFI等導入可能性調査について、民間事業者の参画可能性を検討する方法や参画意欲を高めるための検討方法は適当か	
4 プレゼンテーション・質疑応答	① 説明が簡潔で分かりやすいか	1.0
	② 質問に対する回答の内容が明確であるか	
5 見積金額	① 積算根拠が明確であり、提案内容に見合ったものであるか	1.0
合計		12.0

(注)

- ・総合得点が合格最低基準点の7.2点（合計点数の6割）に満たない者は失格とする。
- ・再委託先の実績は含めないものとする。

## 1.2 選定方法

選定は、市内部に設置された選定委員会の各委員の採点による各項目の平均点の合計を総合得点とする。総合得点が最も高い事業者を優先交渉権者として決定する。同点の場合は、見積金額が低い者を選定し、見積金額が同一の場合は、委員の多数決をもって選定する。

決定までの間に指名停止となる等、参加資格要件を満たさないと判断される者は失格とし、その場合は失格者を除いた中から最高得点者を優先交渉権者として選定する。なお、総合得点が「1.1 評価基準」に示す合格最低基準点（72点）に満たない者は失格とする。また、応募が1者のみであった場合においても、プレゼンテーションを評価し、一定基準（72点）を満たしている場合は、その提案者を委託契約予定事業者として選定する。

## 1.3 審査結果の通知及び公表

審査結果は全ての参加者に通知し、また、本市ウェブサイトに掲載する。

審査方法及び審査内容、審査結果に対する異議は一切認めないものとする。

審査結果の通知は、令和6年2月26日（月）予定。

## 1.4 その他事項

- (1) 企画提案に係る一切の経費は提案者の負担とする。
- (2) やむをえず、統括責任者や主任担当技術者を変更する場合は、従前の担当者と同等以上の技術を有する者とし、事前に本市の了解を得たうえで届け出るものとする。
- (3) 提案書記載の内容は受託後に追加費用を伴わず実施する意向があるものとする。
- (4) 次のいずれかの関係に該当する者同士のプロポーザルへの参加は認めない。
  - ①親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者
  - ②親会社を同じくする子会社同士の者
  - ③一方の会社の役員（監査役は含まない。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている者
  - ④一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者
- (5) 次のいずれかに該当する事業者は失格とする。
  - ①選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
  - ②他の参加者と提案の内容又はその意思について相談を行うこと
  - ③公募開始から事業者選定終了までの期間に、他の参加者に対して提案の内容を意図的に開示する等、談合につながる行為をすること
  - ④提出書類に虚偽の記載を行うこと
  - ⑤その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
  - ⑥参加資格を有しない者が提案を行うこと
  - ⑦同一参加者が複数の提案を行うこと
  - ⑧契約締結日までに前記「2 参加要件」を満たさなくなった者

1 5 事務局（提出先）

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市 環境部環境事業課

担当者 高谷、熊澤

TEL 06 - 4309 - 3200 FAX 06 - 4309 - 3829

E-mail [kankyojigyo@city.higashiosaka.lg.jp](mailto:kankyojigyo@city.higashiosaka.lg.jp)